⑶　（略） ⑷　（略） ⑸　（略） ⑹　（略） ⑺　放流の効果の把握と生物多様性の保全への配慮 地区ごとの漁獲量調査や市場における放流魚の混入調査等により、漁業生産面における放流の効果を把握するとともに、遺伝子情報を用いて種苗生産に用いられた親魚と漁獲物の親子関係を判別する技術を活用することにより、種苗放流が再生産に寄与しているか資源造成面における効果を検証し、放流計画に反映させる。漁業生産面における放流の効果を評価する際には、流通、加工、遊漁等に係る経済的な波及効果を考慮するよう努める。また、栽培漁業の実施に当たっては、国及び機構が作成した遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針を種苗生産現場へ普及するとともに、生物多様性の保全との両立に努める。 ⑻　（略） ⑼　（略） ⑽　東日本大震災からの復興 東日本大震災により被害を受けた東北地方太平洋側において、栽培漁業の対象種を漁獲する沿岸漁業が震災前と同様に行われるようになることを目指して、被災県の種苗生産施設の復旧を進めるとともに、復旧までの間、他海域の種苗生産施設からの種苗の導入等により放流尾数を確保する。また、県域を越えた海域単位での連携や役割分担により効率的な栽培漁業を推進する体制を構築する。 被災県における放流用種苗生産については、平成32年度末までに、被災前の生産水準への回復を目指す。 ⑾　（略）	⑶　（略） ⑷　（略） ⑸　（略） ⑹　（略） ⑺　放流の効果の把握と生物多様性の保全への配慮 地区ごとの漁獲量調査や市場における放流魚の混入調査等により、漁業生産面における放流の効果を把握するとともに、遺伝子情報を用いて種苗生産に用いられた親魚と漁獲物の親子関係を判別する技術を活用することにより、種苗放流が再生産に寄与しているか資源造成面における効果を検証し、放流計画に反映させる。漁業生産面における放流の効果を評価する際には、流通、加工、遊漁等に係る経済的な波及効果を考慮するよう努める。また、栽培漁業の実施に当たっては、国及び水研センターが作成した遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針を種苗生産現場へ普及するとともに、生物多様性の保全との両立に努める。 ⑻　（略） ⑼　（略） ⑽　東日本大震災からの復興 東日本大震災により被害を受けた東北地方太平洋側において、栽培漁業の対象種を漁獲する沿岸漁業が震災前と同様に行われるようになることを目指して、被災県の種苗生産施設の復旧を進めるとともに、復旧までの間、他海域の種苗生産施設からの種苗の導入等により放流尾数を確保する。また、県域を越えた海域単位での連携や役割分担により効率的な栽培漁業を推進する体制を構築する。 被災県における放流用種苗生産については、平成27年度末までに、被災前の生産水準への回復を目指す。 ⑾　（略）
第２　水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項 ⑴　（略） ⑵　（略） ⑶　（略） ⑷　（略） ⑸　（略） ⑹　（略） ⑺　（略） ⑻　機構の役割 機構は、栽培漁業を推進するために必要な技術の開発に取り組み、必要に応じて都道府県の試験研究機関等との共同研究を行うとともに、開発した技術の普及及び指導を行う。また、疾病の発生等の技術的課題が発生した場合には、必要に応じ関係機関に対して技術的な指導及び助言を行う。 第３　その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する重要事項 ⑴　関係機関の連携 栽培漁業を効率的かつ計画的に推進するため、国は栽培漁業の基本方針を策定し、機構は栽培漁業に関する技術の開発並びに指導及び助言を行い、豊かな海づくり協会は国や機構と連携を取りながら、都道府県間の連携及び調整、情報の収集及び提供等による栽培漁業の普及の促進を行う。これらにより、国、機構及び豊かな海づくり協会は、全体の方向付けと進行管理を行う。また、都道府県は基本方針に調和した基本計画を策定するとともに、都道府県下の関係者と一体となって、種苗の生産、放流、育成等を行い、栽培漁業を実施する。 ⑵　（略） ⑶　（略） （付表）　（略）	第２　水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項 ⑴　（略） ⑵　（略） ⑶　（略） ⑷　（略） ⑸　（略） ⑹　（略） ⑺　（略） ⑻　水研センターの役割 水研センターは、栽培漁業を推進するために必要な技術の開発に取り組み、必要に応じて都道府県の試験研究機関等との共同研究を行うとともに、開発した技術の普及及び指導を行う。また、疾病の発生等の技術的課題が発生した場合には、必要に応じ関係機関に対して技術的な指導及び助言を行う。 第３　その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する重要事項 ⑴　関係機関の連携 栽培漁業を効率的かつ計画的に推進するため、国は栽培漁業の基本方針を策定し、水研センターは栽培漁業に関する技術の開発並びに指導及び助言を行い、豊かな海づくり協会は国や水研センターと連携を取りながら、都道府県間の連携及び調整、情報の収集及び提供等による栽培漁業の普及の促進を行う。これらにより、国、水研センター及び豊かな海づくり協会は、全体の方向付けと進行管理を行う。また、都道府県は基本方針に調和した基本計画を策定するとともに、都道府県下の関係者と一体となって、種苗の生産、放流、育成等を行い、栽培漁業を実施する。 ⑵　（略） ⑶　（略） （付表）　（略）